

みやぎ食の安全安心取組宣言登録変更届出書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所・氏名を
記入してください。

住 所 仙台市青葉区本町3丁目8-1

氏 名 宮城 太郎

みやぎ食の安全安心取組宣言の登録内容について、下記のとおり変更したいので、みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第9条第1項の規定により届出します。

承認番号	167777	記 封筒記載の番号を記入してください。
取組宣言施設名 (店舗名・屋号等) 及び所在地	レストラン むすび丸 仙台市青葉区本町3丁目8-1	店舗等名称及び所在地を記入してください。
業 種 等 (取組宣言対象品目を限定している場合の当該品目)	飲食店営業	取組宣言者の業種を記入してください。
変更事項	(1)施設の所在地 (2)自主基準 (3)宣言者 [名称・住所・電話番号] (4)代理申請者 [名称・住所・電話番号] (5)宣言施設名 (6)その他公開事項 () (7)登録の辞退	「安全安心のメッセージ」など他に変更する内容がある場合は、併記してください。
変更前の内容	(1)衛生管理基準に基づき、調理しています。 (2)庫内温度管理を徹底しています。 (3)問題発生時は、マニュアルに従い対応しています。 ※分からない場合は未記入でかまいません。	
変更後の内容	別紙のとおり	別紙(裏面)に必要事項を記入し、提出願います。

食の安全安心に係る基準（自主基準）※1

取組宣言施設名 (●●●●●●●●)

<p>1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画※2</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1) 衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2) 原材料の仕入伝票を保管しています。</p>
<p>(一般衛生管理に係る計画)</p>	<p>○原材料の受入の確認 原材料の受入時に外観、におい、包装状態、表示（期限、保存方法）を確認します。 ○庫内温度の確認 始業前及び作業中に温度計で庫内温度を確認します。（冷蔵：10℃以下） ○交差汚染・二次汚染の防止 冷蔵庫内の保管の状態を確認します。まな板、包丁などの器具は用途別に使い分け、扱った都度、十分に洗浄し、消毒します。 ○器具等の洗浄・消毒・殺菌 使用の都度、まな板、包丁、ボウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い消毒します。 ○トイレの洗浄・消毒 作業開始前にトイレの洗浄・消毒を行います。特に、便座、水洗レバー、手すり、ドアノブ等は入念に消毒します。 ○従業員の健康管理 従業員の体調、手の傷の有無、着衣等の確認を行います。 ○手洗いの実施 トイレの後、調理施設に入る前、盛り付けの前、生肉や生魚などを扱った後などに、適切に手洗い及び手指消毒を実施します。</p>
<p>(HACCPに係る計画)</p>	<p>○加熱するもの（冷蔵食品を加熱し、熱いまま提供） ハンバーグなど：火の強さや時間、肉汁、見た目により加熱不足とならないよう、中心温度等を確認します。 ○加熱後冷却し、再加熱するもの カレーなど：加熱後速やかに冷却し、再加熱時には気泡が出る間で加熱し、提供します。 ○加熱後冷却して提供するもの ポテトサラダなど：加熱後速やかに冷却します。さらに、冷蔵庫より取り出したら時間をおかずにすぐに提供します。</p>
<p>2 適正な表示の確認</p>	<p>米飯の産地情報について、店舗内に掲示しています。</p>
<p>3 問題発生時の対応</p>	<p>健康被害や異物混入などの問題発生時は、対応手順に従い迅速に対応しています。</p>
<p>4 教育訓練の実施</p>	<p>衛生管理計画に関する研修会を行い、適切に衛生管理の実施及び記録の作成ができるようにしています。問題発生時の対応についても、研修を実施しています。</p>
<p>5 改善に係る取組</p>	<p>自主基準が適切に運用されているか年に1回確認し、必要があれば見直しを行っています。</p>
<p>6 その他※3 ()</p>	

要綱別表1及び要綱別表2を参照し、設定願います。
また、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

業種毎に異なるため、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

※1 自主基準の設定に係るガイドライン（要綱別表1）1を満たしていること。

※2 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。

※3 独自に定める自主基準などを記入してください。

食の安全安心に係る基準（自主基準）※¹

取組宣言施設名 (●●●●●●●●)

<p>1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画※²</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1) 衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2) 原材料の仕入、製品の出荷の状況を記録しています。 (3) 製品毎に年に2回以上、細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌を検査しています。</p>
<p>(一般衛生管理に係る計画)</p>	<p>○原材料の受入確認 原材料の受入時に、外観、品名、数量、保管温度などを確認します。 ○庫内温度の確認 始業前及び3時間毎に、温度計で庫内温度を確認します(冷蔵:10℃以下)。 ○交差汚染・二次汚染の防止 冷蔵庫内の保管の状態を確認します。包丁、まな板などの器具は用途別に使い分け、扱った都度、十分に洗浄し、消毒します。 ○器具等の洗浄・消毒・殺菌 使用の都度、まな板、包丁、ボウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い、消毒します。 ○トイレの洗浄・消毒 1日に1回トイレ清掃手順に従って、洗浄・消毒を行います。 ○従業員の健康管理 就業前に従業員の体調を確認し、記録します。検便について3ヶ月毎に実施します。 ○手洗いの実施 適切に手洗い及び手指消毒を実施します。</p>
<p>(HACCPに係る計画)</p>	<p>○加熱時の製品中心温度と加熱時間 製品の中心温度を測定し、測定後からの加熱時間を確認します。 ○冷却時の製品中心温度と冷却時間 冷却にかかる時間を確認し、製品の中心温度を測定します。 ○ラベル貼付時の製品確認 ラベルを貼りつける際に、異物や包装の破損等の異常がないことを確認します。 ○金属検出機での異物検査 製品全てに金属異物が混入していないか、確認します。</p>
<p>2 適正な表示の確認</p>	<p>出荷時に表示が適切であることを確認しています。</p>
<p>3 問題発生時の対応</p>	<p>健康被害や異物混入などの問題発生時は、対応手順に従い迅速に対応しています。</p>
<p>4 教育訓練の実施</p>	<p>衛生管理計画の運用が徹底されるように、従業員に対する研修を定期的に行っています。</p>
<p>5 改善に係る取組</p>	<p>自主基準が適切に運用されているか年に2回確認し、必要があれば見直しを行っています。</p>
<p>6 その他※³ (情報の開示)</p>	<p>自主検査の結果について情報開示を行っています。</p>

要綱別表1及び要綱別表2を参照し、設定願います。
 また、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

業種毎に異なるため、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

※¹ 自主基準の設定に係るガイドライン(要綱別表1)1を満たしていること。
 ※² 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。
 ※³ 独自に定める自主基準などを記入してください。

食の安全安心に係る基準（自主基準）※¹

取組宣言施設名 (●●●●●●●●)

<p>1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画※²</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1) 衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2) 商品の仕入伝票を保管しています。</p>
<p>(一般衛生管理に係る計画)</p>	<p>○受入の確認 外箱に異常はないか、品物名や数量など、注文通りに納品されているか、保管温度が守られたかを確認します。 ○庫内温度の確認 始業前、作業中、業務終了後に温度計で庫内温度を確認します。(冷蔵：10℃以下) ○交差汚染・二次汚染の防止 店内に消毒液を設置します。 試食販売を行う場合は、時間管理を行います。 ○器具等の洗浄・消毒・殺菌 台車、かごを洗浄し、ショーケースを清掃します。 ○トイレの洗浄・消毒 トイレ清掃手順に従い、午前・午後に各1回清掃を行います。 ○従業員の健康管理 就業前に従業員の体調、手の傷の有無、着衣等の確認を行います。 ○手洗いの実施 トイレの後、陳列作業に入る前などに、適切に手洗い及び手指消毒を実施します。</p>
<p>(HACCPに係る計画)</p>	<p>○陳列・販売温度の管理 ショーケースや棚等の陳列販売商品の温度を確認します。</p>
<p>2 適正な表示の確認</p>	<p>陳列時に表示が適切であることを確認しています。</p>
<p>3 問題発生時の対応</p>	<p>健康被害や異物混入などの問題発生時は、対応手順に従い迅速に対応しています。</p>
<p>4 教育訓練の実施</p>	<p>衛生管理計画に関する研修会を行い、適切に衛生管理の実施及び記録の作成ができるようにしています。問題発生時の対応についても、研修を実施しています。</p>
<p>5 改善に係る取組</p>	<p>自主基準が適切に運用されているかについて年に1回確認し、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>6 その他※³ ()</p>	

要綱別表1及び要綱別表2を参照し、設定願います。
また、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

業種毎に異なるため、各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。

※¹ 自主基準の設定に係るガイドライン（要綱別表1）1を満たしていること。
 ※² 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。
 ※³ 独自に定める自主基準などを記入してください。